

1 生田出張所新庁舎の整備について

生田出張所旧庁舎は、昭和50年（1975年）に供用を開始し、地域の方々とともに歩みを重ねてきましたが、建物・設備の老朽化により建替を進めています。

建替基本計画については、地域の方々との意見交換会を開催し、様々なご意見をいただき策定しました。

新庁舎は3階建てで、これまでの出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人々が利用し、集い合える場となるよう整備を進めています。

現在のところ順調に工事が進んでおり、令和3年5月に完成し、7月から供用開始予定となっています。



旧庁舎外観（正面）



意見交換会の様子

2 新庁舎整備の概要

（1）建替基本計画

①新庁舎整備の考え方（抜粋）

- 現在の出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人々が利用し、集い合える場

②基本方針

- 地域の方々に親しまれ、快適で多目的に利用しやすい出張所
- 共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域コミュニティ拠点となる出張所
- 多世代が集い、活動、交流することで、ふれあい、学び、繋がることのできる出張所
- いざという時にも拠りどころとなる長期にわたって安全・安心な出張所
- 地域特性を踏まえた地球環境に配慮した自然にやさしい出張所

（2）施設概要

- 構造・規模：鉄骨造 地上3階建
- 敷地面積：1284.99㎡
- 延床面積：1097.57㎡
- 駐車場：5台
- 駐輪場：22台

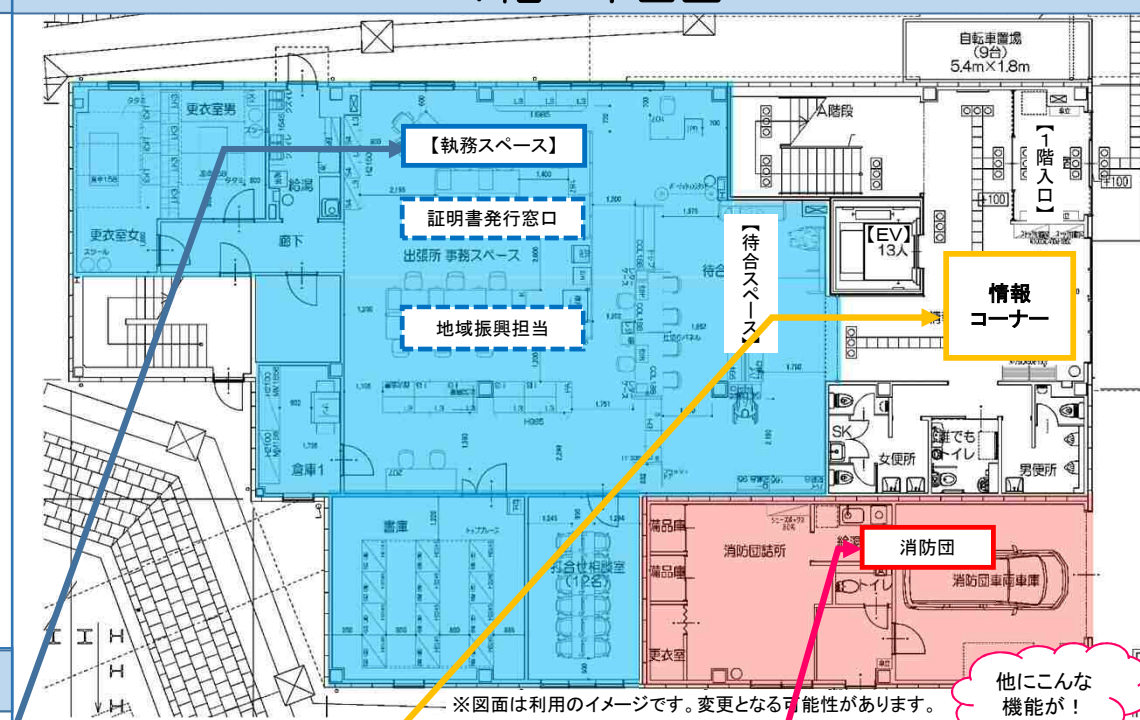


外観（正面）イメージ図



外観（斜め）イメージ図

1階 平面図



※図面は利用のイメージです。変更となる可能性があります。

他にこんな機能が！

《執務スペース》

【証明書発行窓口】

- 概要：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書発行など

【地域振興担当】

- 概要：地域住民組織（生田地区町連等）の振興、市民活動支援

《情報コーナー》

■面積：20㎡程度

- 概要：行政情報を発信するパンフレット等が閲覧できます。
- ・ちょっとした憩談や、簡単な打ち合せ等にも利用いただけます。

《消防団駐所及び車両車庫》

■面積：70㎡程度（詰所：40㎡、車庫30㎡）

- 概要：現在、生田大橋付近にある「多摩消防団生田分団 中央生田班器具置場」の機能を出張所に設けます。



執務スペースイメージ図



情報コーナーイメージ図

3 大会議室の利用方法について

(1) 概要

大会議室は、行政による地域振興業務等での使用に加え、これまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用していけるよう、利用対象団体を拡充して運用していきます。

今後、大会議室の稼働状況や、3階部（多目的スペース・コミュニティ広場）の利用実態を踏まえ、利用時間の拡充などを含め、必要な見直しを行っていきます。

(案)

●利用日時

平日 9時～17時（午前(9:00～12:00) 午後(13:00～17:00)）

●利用対象団体

これまでの行政に加え、生田地区で地域貢献に資する活動をしている団体を利用対象団体として拡充します。

●利用方法等

利用前の届出と利用後の報告が必要です。無料で利用いただけます。

●用途

行政利用及び地域貢献に資する活動

●利用上のルール・マナー

- 営利を目的とした利用、政治的・宗教的な目的等による利用はできません。
- 騒音、食事、喫煙、飲酒、施設や備品等の汚損・破損等は禁止します。
- 利用後は、室内の原状回復を遵守いただきます。

(2) 今後の予定

新庁舎の供用開始後、大会議室の稼働状況や、3階部の利用実態などを踏まえて、運用上の課題を整理し、利用時間の拡充などを含め、必要な見直しを行っていきます。

4 生田交流センターの利用方法について

(1) 概要

多摩区民活動・交流センター（以下「交流センター」という。）は、多摩区における市民活動の自主的、自立的な発展と、市民活動団体の交流の推進を図るための活動と交流の場として、多摩区総合庁舎内と生田出張所内に設置されています。交流センターでは、市民活動のための会議や打合せ、印刷機や紙折り機などの機器を利用し、市民活動に必要な資料等の作成ができます。交流センターは、登録団体に限り、無料で利用いただくことができます。

(案)

●利用日時・・・年末年始を除く毎日、利用が可能です。

平日：（現状）9時～16時 ⇒（新庁舎）9時～※20時（拡充）

土日祝日：（現状）利用不可 ⇒（新庁舎）9時～※20時（新規）

※11月に実施する交流センター登録団体へのアンケート結果により、変更する場合もあります。

●利用対象者

交流センター登録団体

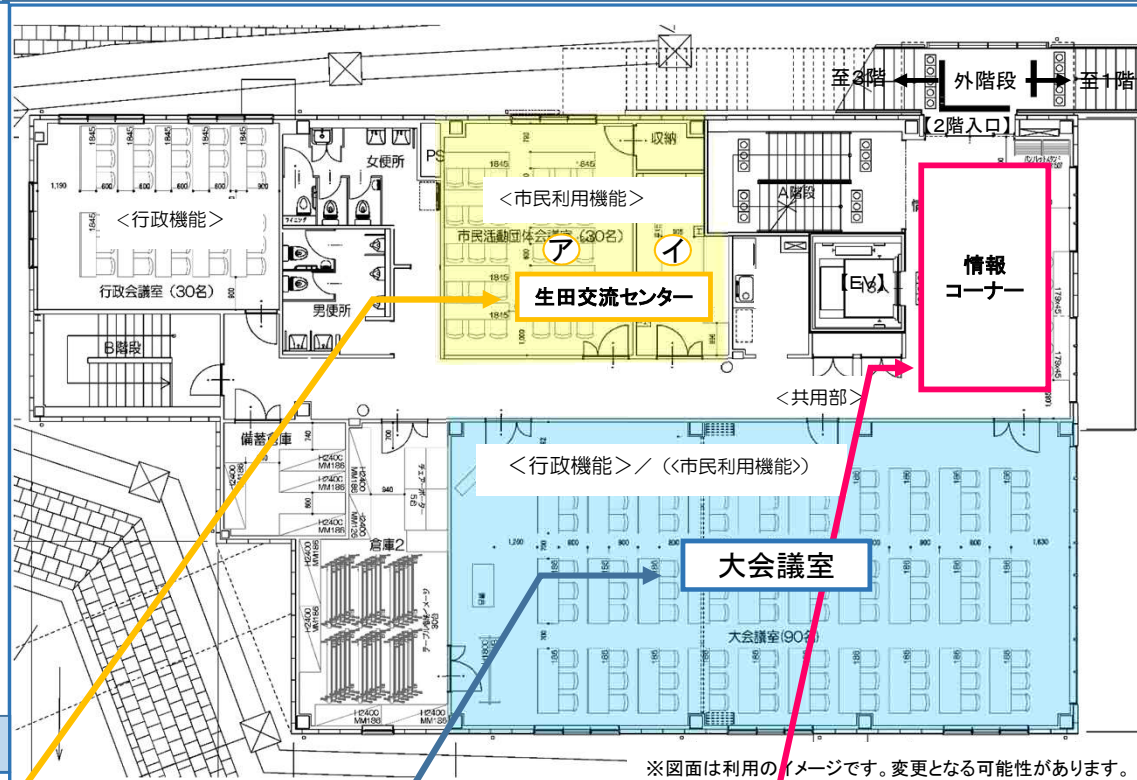
●利用の方法の変更点

- 利用の際は、1階 地域振興担当窓口にて「鍵」の受領及び返却が必要です。
- 平日夜間、土日祝日の利用については、市職員は不在のため、利用前の平日9時から17時に1階 地域振興担当窓口にて「鍵」を受領し、利用後の平日9時から17時に同窓口へ「鍵」の返却が必要です。

(2) 今後の予定

市職員不在時など運用上の課題について、交流センター運営委員会と協議により、令和2年度中に利用方法を整備します。また、新庁舎完成後、利用方法の説明会を開催する予定です。

2階 平面図



※図面は利用のイメージです。変更となる可能性があります。

《生田交流センター》

ア【市民活動団体会議室】

- 面積：36㎡程度
- 定員：30名程度
- 備品：長机×10台、椅子×30脚、ホワイトボード1台、プロジェクター、スクリーン、ユニット量15量
- 概要：
 - ・遮音性があり、マイク等の使用が可能です。
 - ・作業スペースとしても利用できます。

イ【印刷室】

- 面積：13㎡程度
- 定員：4名程度
- 備品：印刷機、紙折り機、裁断機、機器設置台、作業机、ロッカー、レターケース

《大会議室》

- 面積：150㎡程度
- 定員：90名程度
- 備品：会議用机30脚、会議用イス90脚、ホワイトボード、スクリーン等
- 概要：
 - ・可動間仕切りによって空間を分けた使用も可能です。
 - ・遮音性があり、マイク等の使用が可能です。



大会議室イメージ図

《情報コーナー》

- 面積：40㎡程度
- 定員：8名程度
- 備品：パンフレットスタンド、丸テーブル、カウンターテーブル等
- 概要：
 - ・行政情報を発信するパンフレット等が閲覧できます。
 - ・ちょっとした懇談や、簡単な打合せ等にも利用いただけます。



情報コーナーイメージ図

他にこんな機能が！

5 多目的スペースの利用方法について

(1) 概要

どなたでも気軽にふらっと立ち寄り、交流できる明るく居心地のよいオープンスペースです。個人又はグループによる様々な用途での利用が可能となっており、乳幼児が遊べるキッズコーナー、キッチンコーナー、市民活動団体の情報発信スペース、打合せ用のテーブル・椅子を備えています。

利用可能日は、当面、開庁日（平日8時30分～17時）となります。一部を除き予約不要であり、無料で利用いただけます。誰もが気持ちよく使っていただけるように、独占的な利用や他者への迷惑行為などの禁止行為はご遠慮ください。

(案)

- 利用日時・・・年末年始を除く平日開庁時間帯に利用が可能です。
平日8時30分～17時
※当面は、上記時間帯としますが、3階部の利用実態等を踏まえて、拡充に向けた検討をしていきます。



- 利用対象者
どなたでも利用いただけます。

- 利用方法等
予約不要（キッチンコーナー以外）、無料で利用いただけます。



- 用途
市民活動団体、子育てグループ、サークルなどの打合せや情報交換など様々な用途で利用いただけます。

- 利用上のルール・マナー
 - ・他の利用者への迷惑行為や、喫煙、飲酒、施設や備品の破損行為、長時間の場の占有、睡眠、営利目的や政治的・宗教的な行為等は禁止します。
 - ・利用に際して出たゴミ類は全てお持ち帰りください。
 - ・キッチンコーナーや、キッズスペースについては、一定の利用制限をします。

【キッズコーナー】

- 面積：最大15㎡程度
※感染症対策や利用実態に応じて縮小する場合があります。
- 設備：マット、絵本収納棚
- 機能：
 - ・乳幼児等が靴を脱いで安全に遊べる空間です。
 - ・乳幼児等を遊ばせながらの子育て中の親同士の交流も可能です。
- 利用上のルール等
 - ・利用に際し、届出は必要ありません。
 - ・靴を履いたままでの利用、キッズコーナー内での飲食、小学生以上の利用は禁止します。
 - ・保護者の付添が必要です。

【キッチンコーナー】

- 面積：10㎡程度
- 設備：IHコンロ、流し台、換気扇
- 機能：
 - ・キッチンを利用し、簡易的な調理をすることができます。
- 利用上のルール等
 - ・利用に際し、事前に届出が必要です。（許可を得た場合に限り利用いただけます。）
 - ・調理器具、食器、食材、食器用洗剤等は全て持参していただきます。
 - ・利用後は、シンクを洗浄の上、原状回復してください。
 - ・利用に際して出たゴミ類（生ごみ、油類など）は全てお持ち帰りください。

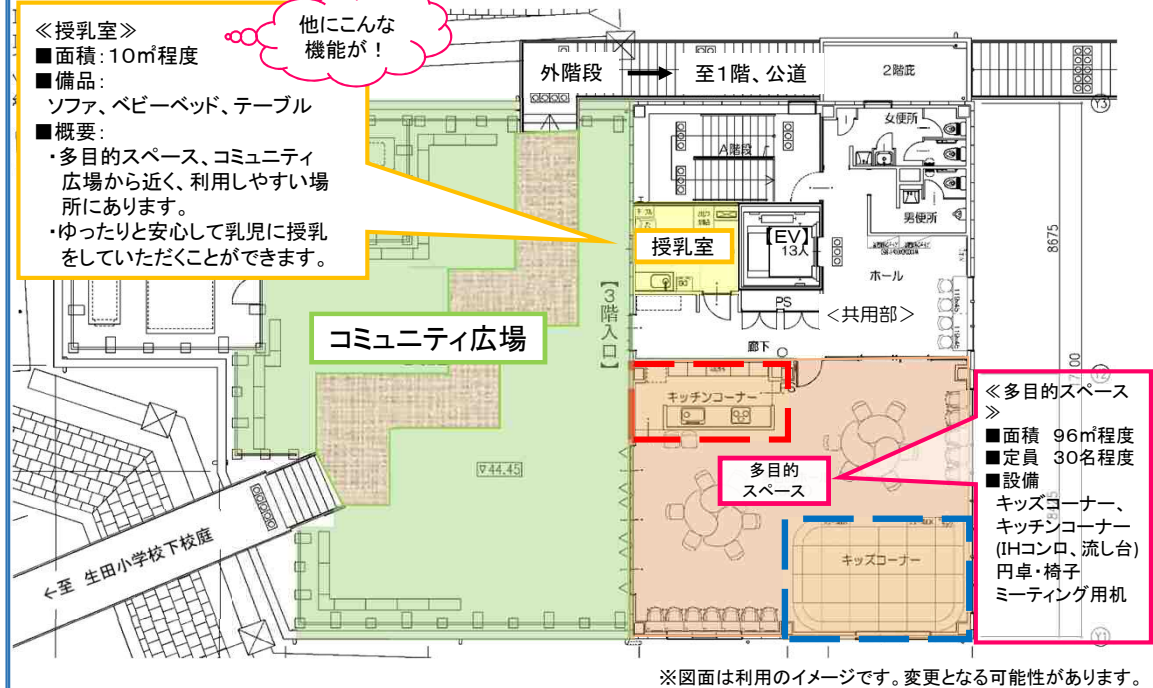
(2) 今後の予定

夜間、土日祝日の時間帯は、市職員が不在となり、管理運営の担い手がいないため、当面の間は、利用を制限します。今後3階部の利用実態等を踏まえて、管理運営の担い手の検討と合わせて、利用拡充に向けた検討をしていきます。

7 生田小学校下校庭について

隣接する生田小学校下校庭は、地域の貴重な空間として利用されていますが、新庁舎3階屋上のコミュニティ広場からブリッジが架かり、生田出張所3階部との一体的な利用が可能となり、今後も一層、地域の方々に使っていただけるように、関係部署と連携の上、活用方を検討していきます。

3階 平面図



6 コミュニティ広場の利用方法について

(1) 概要

どなたでも気軽にふらっと立ち寄り、交流できる開放的な屋上部オープンスペースであり、いつでも利用・通行いただけます。開館時間内は施設内エレベータも利用できます。用途として、屋外での運動などに利用いただけます。

(案)

- 利用・通行日時
いつでも利用・通行可能です。
※利用・通行上の課題が生じた場合には、地域の方の声を伺いながら見直しさせていただくこともあります。
- 利用対象者
どなたでも利用いただけます。
- 利用方法等
予約不要、無料で利用いただけます。
- 用途
ピクニック、ストレッチ、健康体操など
- 利用上のルール・マナー
 - ・他の利用者及び近隣住民への迷惑行為や、火器の使用、喫煙、営利目的や政治的・宗教的な行為は禁止します。
 - ・広場内通路の歩行者の妨げとならないよう配慮が必要です。

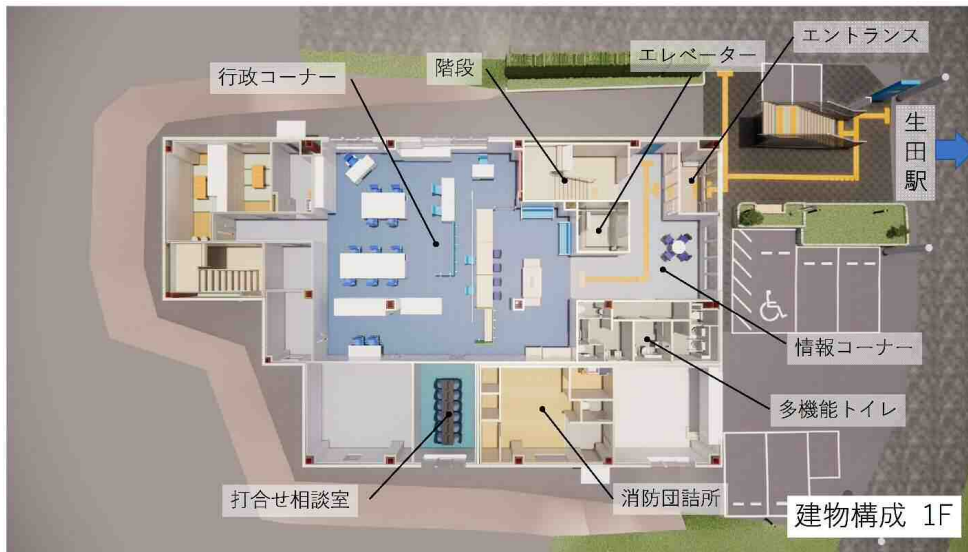


(2) 今後の予定

多目的スペースと同様、利用実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していきます。



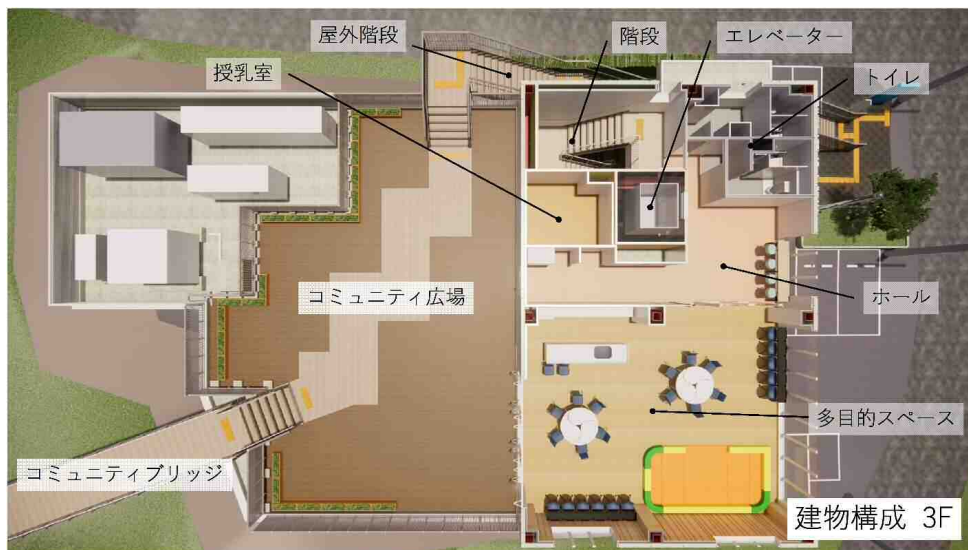
(参考) 新庁舎のフロアイメージ



1 階



2 階



3 階



建物断面